

前 金	部分払い
(有) 無	0 回

令和5年度下施雨ポンプ第2－5号

掘割ポンプ場特殊電源設備(蓄電池)修繕
設計書

津市上下水道事業局
下水道施設課

令和5年度	下施雨ホ第2-5号	修 繕 設 計 書	局 長	
			局 次 長	
修 繕 名	掘割ポンプ場特殊電源設備(蓄電池)修繕		課 長	
			検 算 者	
施 工 場 所	津市	香良洲町	地内	調整・担当主幹
設 計 金 額	¥ (内消費税等相当額)	— 円)	担当主幹	
工 期	令和6年2月29日限り		担当副主幹	
	修 繕 の 大 要		担 当	
			設 計 者	

特殊電源設備修繕 一式

制御弁式据置鉛蓄電池 長寿命MSE相当50-12 1組

制御弁式据置鉛蓄電池 MSE-150 1組

位置図

令和5年度下施雨水ポンプ場第2－5号
掘削ポンプ場特殊電源設備（蓄電池）修繕



0 200m
1:5,000

内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数量	単位	単価	金 額	摘 要
本修繕費				1	式	—	—	
	機器費			1	式	—		第1号明細表のとおり
		直接修繕費		1	式	—	—	
			労務費	1	式	—		第2号明細表のとおり
			直接経費	1	式	—		
			仮設費	1	式	—		
		計 (直接修繕費)						
		間接修繕費		1	式	—	—	
			共通 仮設費	1	式	—		第3号明細表のとおり
			現場 管理費	1	式	—		
			据付 (技術者) 間接費	1	式	—		
			据付 (機器) 間接費	1	式	—		
		計 (間接修繕費)						
		計 (据付修繕原価)						
	計 (修繕原価)							

內訣表

明 細 表

第 1 号

明 細 表

第 2 号

種 別	細 別	材 料	形狀寸法	數量	単 位	単 價	金 額	摘 要
労務費				1	式	—	—	
	一般労務費			1	式	—	—	
	電工				人			
	小計							
	計 (一般労務費)							
	技術労務費			1	式	—	—	
	電気通信 技術者	据付			人			
	電気通信 技術者	単体調整			人			
	小計							
	計 (技術労務費)							
	計 (労務費)							

明 細 表

第 3 号

令和5年度下施雨ポンプ場第2号

掘削ポンプ場特殊電源設備（蓄電池）修繕

仕様書

津市上下水道事業局
下水道施設課

第1章 一般共通事項

1 適用範囲

本仕様書は、津市が発注する機械・電気設備に係る工事及び修繕（以下、「修繕等」という。）に適用する。

2 関係法令等に遵守

本仕様書において特に明記無き事項については三重県公共工事共通仕様書（三重県県土整備部公共事業運営課監修兼編集）に従い施工すること。

また、機器仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を十分考慮したものを使用し、修繕等の施工にあっては関係法令、県・市条例、規則、規定及び規格等を遵守することとし、下記に示す関係法令、規格等については特に留意すること。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 消防法
- (3) 建設リサイクル法
- (4) 電気事業法
- (5) 電気用品安全法
- (6) 電気技術規程（JEAC）〔内線規定〕〔高压受電設備規程〕
- (7) 建築基準法
- (8) 計量法
- (9) 内線規程
- (10) 日本産業規格（JIS）
- (11) 日本電線工業会規格（JCS）
- (12) 電池工業会規格（SBA）
- (13) 日本照明器具工業会規格（JIL）
- (14) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- (15) 日本電機工業会標準（JEM）
- (16) （機械・電気）設備工事一般仕様書及び標準仕様書（日本下水道事業団）
- (17) （機械・電気）設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (18) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (19) その他関係法令、条例及び規格、及び日本下水道事業団（JS）発刊基準類

上記の法律等は、全て適用するものの内容が競合等の重複する場合には協議をし決定する。

3 打ち合わせ

本修繕等の請負契約終結後、すみやかに受注者は、本市監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

4 環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について特に留意し、特に請負金額が750万円以上の場合にあっては、本市に建設副産物（スクラップ、コンクリート碎りガラ等）の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

(1) 騒音、振動の抑制

本工事において使用する建設機械にあっては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。

(2) 地下水のかん養（雨水浸透等）

(3) 建設副産物の再利用（掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、

その他リサイクルの推進)

(4)廃棄物の適切な処分

(5)その他、機器選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

5 承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図（製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む）、その他、必要な図書を本市に提出し、承認を受けるものとする。

6 軽微な変更

全て設計図書及び仕様書に基づき施工するものとして、これに明記なきもの、軽微な変更については、本市監督員の指示によるものとする。

7 器材・機器類の保管

受注者は、本修繕等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、修繕等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

8 既設構造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構造物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

9 提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するものの他、本市監督員の指示する必要な書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものを除き原則全てA4版とする。

10 試験及び検査

(1)受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

(2)主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の10日以前に必要書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。

(3)機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、その成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略することができる。なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。

(4)試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、修繕等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなることがあっても使用してはならない。

11 機器製作及び現場施工の記録写真

(1)写真的分類

ア 着手前、現場施工状況及び完成写真（同一アングルにて撮影のこと）

イ 機器製作状況写真（機器製作手順による工事製作状況写真、既製標準品は除く）

ウ 現場施工写真（現場における施工状況写真）

エ 安全管理写真

オ 材料検査写真

カ 品質管理写真

キ 出来形管理写真

(2)写真的色彩、大きさ

カラー・サービスサイズ

(3)写真的撮影基準

- ア 写真的撮影にあたっては、修繕名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体と共に写し込むこと。
- イ 不可視部分の写真整理
不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

12 施工管理

- (1)請負金額500万円以上の修繕等を受注した場合、受注者は三重県公共工事共通仕様書「C O R I N Sへの登録」に準じ「登録内容確認書」を監督員に提示しなければならない。
- (2)受注者は、現場における修繕開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、修繕等の期間中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。
- (3)受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また修繕等の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。
- (4)機器、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。
- (5)受注者は、付近の住民あるいは修繕等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。

13 竣工

- (1)施設等の受け渡し（引き渡し）
修繕等の完了に伴う設備、機器、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。
- (2)技術指導
完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。
- (3)保証
 - ア 保証期間は、完成検査合格後（引き渡しの日より）2年間とする。
 - イ 保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。
 - ウ 保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは修繕等の対象設備の点検及び整備を実地しなければならない。
 - エ 保証書は、完成図書（2部提出）に綴じ込むものとする。

14 疑義

- (1)本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会し、説明を受けること。
- (2)施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

15 その他

- (1)本修繕等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、全て受注者が調達するものとし、修繕等の実地の結果、設計数量より多少増加したり、詳細にわたり明記されていない事項であっても修繕等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。
- (2)受注者は、修繕等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (3)設備機器等の維持管理上、必要な予備品、消耗品及び工具類については、その一覧表を本市監督員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。

第2章 修繕施工

1 修繕概要

掘割ポンプ場の直流電源盤及び自家発電装置の蓄電池を取替えることにより、施設の円滑な運用を図るものである。

2 修繕内容

- (1) 直流電源盤及び自家発電装置の蓄電池の更新
- (2) 更新後の蓄電池及び倉庫残置の蓄電池の処分
- (3) 試運転及び試験調整
- (4) その他必要な作業

3 機器仕様

(1) 蓄電池（直流電源盤用）

ア 参考型式	MSE相当50-12	
イ 種類	制御弁式据置鉛蓄電池(長寿命)	
ウ 数量	9個(54セル)	
エ 容量	50Ah(10時間率)	
オ 公称電圧	108V(12V/個)	
カ 据付箇所	直流電源盤下部	
キ 付属品	(ア)端子締付工具(蓄電池用) (イ)防錆剤(ワセリン又は防錆油等) (ウ)防錆剤塗ブラシ (エ)取扱注意銘板 (オ)収納用箱 (カ)製作所標準品 (キ)その他保守管理に必要なもの	一式 1 個 2 本 一式 一式 一式 一式
ク その他	電解液入り、初充電済み、セル間接続導体含む	

(2) 蓄電池（自家発電装置用）

ア 参考型式	MSE-150	
イ 種類	制御弁式据置鉛蓄電池	
ウ 数量	12個(12セル)	
エ 容量	150Ah(10時間率)	
オ 公称電圧	24V(2V/個)	
カ 据付箇所	自家発電装置内	
キ 付属品	(ア)端子締付工具(蓄電池用) (イ)防錆剤(ワセリン又は防錆油等) (ウ)防錆剤塗ブラシ (エ)取扱注意銘板 (オ)収納用箱 (カ)製作所標準品 (キ)その他保守管理に必要なもの	一式 1 個 2 本 一式 一式 一式 一式
ク その他	電解液入り、初充電済み、セル間接続導体含む	

4 既設仕様

(1) 直流電源盤

ア 既設製造者名 株式会社ジー・エス・ユアサパワーサプライ

(2) 蓄電池（直流電源盤用）

ア	既設製造者名	株式会社ジーエス・ユアサパワーサプライ
イ	型式	SNS-50-12
ウ	種類	据置鉛蓄電池
エ	数量	9個(54セル)
オ	容量	50Ah(10時間率)
カ	公称電圧	108V(12V/個)

(3)自家発電装置

ア 既設製造者名 株式会社明電舎

(4)蓄電池（自家発電装置用）

ア	既設製造者名	古河電池株式会社
イ	型式	MSE-150
ウ	種類	据置鉛蓄電池
エ	数量	12個(12セル)
オ	容量	150Ah(10時間率)
カ	公称電圧	24(2V/個)

(5)蓄電池（倉庫残置分）

ア	型式	AMH-60PE
イ	種類	アルカリ蓄電池
ウ	数量	80個(80セル)

5 その他事項

(1)撤去品の処分について

撤去品が産業廃棄物の対象となる場合は、産業廃棄物処理の許可を有する施設で処理すること。
また、受入れ先のマニフェスト等を施工管理資料として監督員に提示すること。

(2)ポンプ場は強制排水の施設もありポンプの運転状況の把握、潮時を考慮のうえ作業のこと。なお、雨天時は作業を控え大雨等における既存施設の運転に支障の来さないよう万全を尽くすこと。

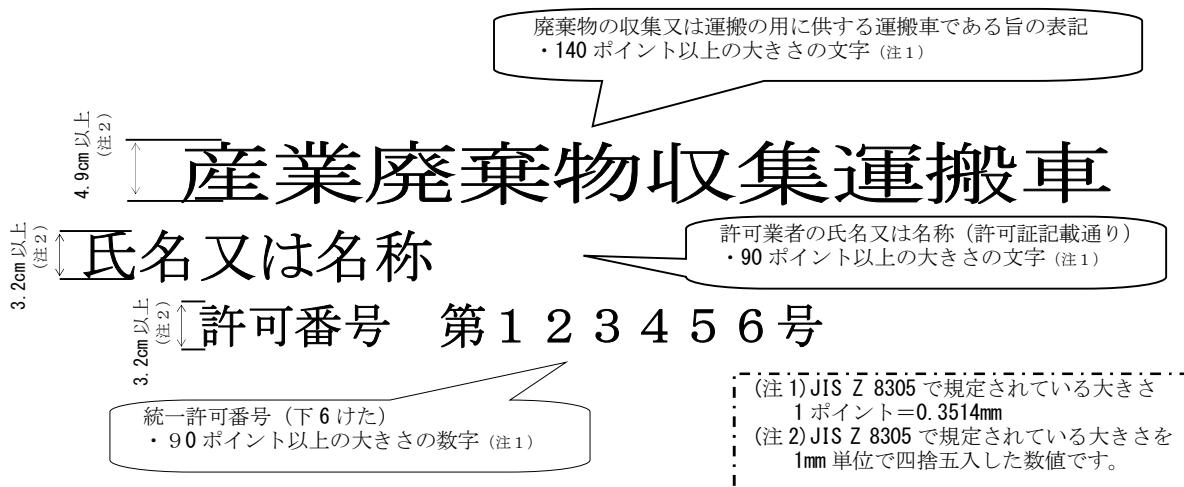
(3)提出書類等を含めて質疑・不明なる項目については監督員と協議するものとし、必要に応じて議事録をもって処理すること。

第3章 産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け

〔産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け〕

産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例

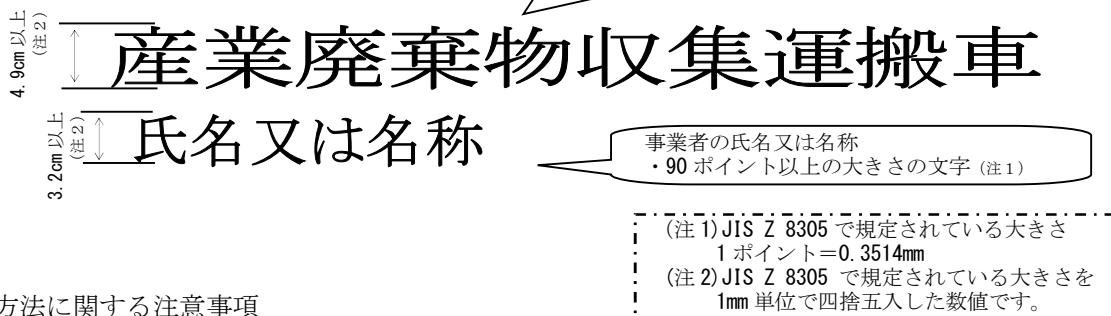


≈車両の両側≈

排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

表示方法に関する注意事項

廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記
・140 ポイント以上の大きさの文字(注1)



※車両の両側

表示方法に関する注意事項

- ・車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
 - ・表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鉛で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
 - ・文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	仕様関係	明示事項	条件及び内容
津市工事請負契約款、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）は、三重県公共工事共通仕様書に優先する。	<input checked="" type="checkbox"/> 共通の仕様		
三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和5年7月1日））			
本市が制定する要綱及び規則等に準拠するとともに監督員の指示により執行すること。			
「施工プロセス」のチェックリストを活用し、津市工事請負契約款、設計図書及び三重県公共工事共通仕様書等に基づき、施工・手続き等が適切に実施されされることを常に監督員と共有し、確認すること。			
設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）（一部改正：令和2年4月）を参考とする。 「土木構造物設計マニエアル（案）」	<input type="checkbox"/> 公園工事の仕様		
津市工事請負契約款、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明に対する質問回答書）及び三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月）に定められた事項以外の工事仕様は、国土交通省都市局 公園緑地工事施工管理基準（令和3年7月）に準ずること。			
その他（ ）		<input type="checkbox"/> その他（ ）	
調整項目（ <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ）	<input type="checkbox"/> 別途工事と之の工程調整が必要あり (別途工事名：)		
制限する工種名（ 施工方法（ ） 工種（ ） 工種（ ） 施工時間及び施工方法の制限あり ）	<input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり		
工種は、繰越手続きが完了後、（ 年 月 日）までに変更します。 協議が必要な機関名（ ） 協議完了見込み時期（ ） 協議完了（ ）			
占用物件名（ <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ） 施工に支障となり、ゴミ置場等の移設が必要な場合は、施工前に関係機関、所有者、関係自治会等と調整を図ること。なお、調整結果を監督員に報告すること。 施工及び移設時期を所有者、関係自治会等へ事前に回覧等を配布するなど周知の徹底を図ること。	<input type="checkbox"/> 占用物件との工事調整の必要あり ○ 支障物件の移設		
地下埋設物及び架空線等上空施設の調査結果を監督員に報告すること。また、地下埋設物件等に損害を未だ発生していない場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置を取り補修するとともに、周辺住民に対して適切な処置を講じること。	<input type="checkbox"/> 地下埋設物等の損害 ○ 官公庁への手続き等 ○ 通学路確認		
道路の使用許可申請及び消火栓への届出等を行うこと。また、諸手続きにおいて、許可、承諾を得たときは、その書面の写しを監督員に提出すること。 工事箇所を通学区域との協議結果を監督員に報告すること。また、学校との協議結果を図り、工程の調整を図ること。	<input type="checkbox"/> 部分使用 ○ 部分引渡し ○ 部分引渡し指定期分（ ） ○ 部分引渡し指定期分（ ） ○ その他（ ）		

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	用地関係	用地補償物件の未処理箇所あり	未処理箇所（□ 別添図等 □ 完了見込み時期（□ 令和 年 月頃 □ 民有地 □ その他（ ） □ 別途協議 ） □ 仮設ヤードの有無 □ 仮設ヤード使用期間（ □ 仮設ヤードからの運搬距離（L = km) □ 使用条件・復旧方法（ □ その他（ ） ）	条件及び内容
公害対策関係	施工方法の制限あり		□ 制限項目（□ 騒音 □ 振動 □ 水質 □ 粉じん □ 排出ガス □ その他（ ） ） □ 施工方法等（□ 指定工法名（ ） □ その他（ ） □ 別途協議 ） □ 施工時期（ □ 調査項目（□ 騒音測定 □ 振動測定 □ 水質調査 □ 近接家屋の事前調査 □ 近接家屋の事後調査 □ 地盤沈下測定 □ 地下水位等の測定 □ その他（ ） □ 別途協議 ） □ 調査方法（□ 別途資料 □ その他（ ） □ 別途協議 ） □ 家屋調査は、主任技術者（監理技術者）の管理のもと、三重県業務委託共通仕様書に基づき調査を実施すること。また、調査に従事する者（補助者を除く）は、調査対象物件に応じた建築士法第2条に規定する建築士の資格を有する者を充てること。なお、身分証明書交付願を速やかに監督員に提出し、身分証明書交付後に家屋調査を実施すること。 □ ワエルボイントは、近隣家屋の事前調査完了後に着手すること。また、工事現場周辺の井戸調査を行い、井戸が残存する場合は、井戸の水位の変化に細心の注意を払うこと。なお、近隣家屋の事前簡所及び井戸調査範囲は、監督員と協議すること。 □ その他（ ） ）	
安全対策関係	近接施設等に対する制限		□ 既存施設あり ・近接公共施設（□ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ その他（ ） ） ・近接施設（□ 摩擦壁（ ） □ ブロック塀 □ 家屋 □ その他（ ） ） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 □ 工法制限あり ・制限を受ける工種（ ・制限内容	
			□ 現場での安全確保（自主施工の原則） □ 事故速報の提出 □ 挖削（床掘り） □ 作業後の現場確認 □ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 □ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡することにより速やかに報告すること。 □ 図面に表記した掘削及び床掘りラインは、数量算出に用いたものであり、掘削の深さ、掘削を行っている期間、土質条件、地下水の状況及び周辺地域の環境条件等を総合的に勘案し、安全かつ確実に施工すること。 □ 工事中は、路面上に段差や小構造物等突起物がないよう仮舗装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険な箇所は即日補修を行いうものとする。 □ 安全防護施設等の配置（□ 別添図等 □ その他（ ） □ 別途協議 ） □ 保安要員の配置（□ 別添図等 □ その他（ ） □ 別途協議 ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり	<p>□ 交通安全施設等の配置 (□ 別添図等) □ その他 () □ 別途協議)</p> <p>□ 交通誘導警備員の配置 (□ 別添図等) □ その他 () □ 別途協議)</p> <p>□ 指定路線</p> <p>□ 交通誘導警備員の配置人員数</p> <p>□ 概算人数による算出</p> <p>① 交通誘導警備員の人数は、概算数量量としているため、設計変更の対象とする。</p> <p>(注：交通誘導警備員Aが配置できない場合も、変更の対象とする。)</p> <p>受注者は、工事着手前に配置計画等(配置人員、期間等)を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する場合には、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用いて作成するものとし、現場条件等により県の標準量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもつて協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。</p> <p>③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。</p> <p>□ 種上げによる算出</p> <p>□ 配置人員数 (人) (うち交通誘導警備員A (人))</p> <p>(注：配置人員数の変更是原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。)</p> <p>□ 交通誘導警備員の配置時間 ()</p> <p>□ 交通誘導警備員の配置期間 ()</p> <p>□ 交通誘導警備員配置の対象工種 ()</p>
	<input type="checkbox"/> 定期安全研修・訓練等	<p>□ 全員 (交通誘導警備員含む) の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する事も出来る。なお、安全管理及び安全訓練等の実施状況を記録した資料及び写真を保管し、監督員及び検査員に提示すること。</p> <p>(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育</p> <p>(2) 当該工事内容等の周知徹底</p> <p>(3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底</p> <p>(4) 当該工事における災害対策訓練</p> <p>(5) 当該工事現場で予想される事故対策</p> <p>(6) その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p>□ 安全教育及び安全訓練等は、以下に示す項目の具体的な計画を作成し施工計画書へ記載すること。</p> <p>(1) 工事期間中の月別安全研修・訓練等実施全体計画</p> <p>(2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。</p> <p>① 月当たり半日以上の時間を割り当てた安全研修・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目</p> <p>② 資機材搬入者等一時入場者の工事現場内誘導方法</p> <p>③ 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法</p> <p>④ KY及び新規入場者教育の方法</p> <p>⑤ 地盤整備の実施</p> <p>⑥ その他安全に関する取組み</p> <p>□ 安全巡視者を定め、安全巡視者はその所在を明らかにするとともに、施工計画書の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や仮設便所の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めること。また、安全巡回KY活動、TBM等の実施状況を記録した資料を整備、保管し、監督員及び検査員に提示すること。</p>
	<input type="checkbox"/> 安全巡視等	

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合は、発注者と別途協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和5年9月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 災害防止協議会（安全衛生協議会）の設置 <input checked="" type="checkbox"/> 新規入場者教育	<input checked="" type="checkbox"/> 下請け契約を締結する場合には、下請負人の工事施工・安全管理の責任者等を含め、災害防止協議会を設置し、作業間の連絡調整を図り、災害防止に努めること。また、協議会の開催は毎月1回以上とする。なお、実施状況を記録した資料（実施状況写真があることが望ましい）を保管し、監督員及び検査員に提示すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 新規入場者教育等（交通誘導警備員を含む）は、本工事の現場特性を反映した内容で実施すること。また、実施状況がわかる記録した資料を整備、保管し、監督員及び検査員に提示すること。
建設発生土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地の指定あり <input type="checkbox"/> 建設発生土受入地未定 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input type="checkbox"/> 受入地の条件（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> 受入料金あり <input type="checkbox"/> 運搬距離L = [L = km] <input type="checkbox"/> 受入料金なし <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 受入地未定につき別途協議する。（ <input type="checkbox"/> 暫定運搬距離L = [L = km] <input type="checkbox"/> 受入料金なし <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類（ <input type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 最終処分場（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途図書 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（ <input type="checkbox"/> 再生処分場（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）） <p>【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】</p> <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件（ <input type="checkbox"/> 補装切断時の排水処理 <input type="checkbox"/> アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することである。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。 <input type="checkbox"/> 補装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。 <input type="checkbox"/> 受注者は、コンクリート・コンクリート・アスファルト・木材・アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 <input type="checkbox"/> 受注者は、建設資生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 <input type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となつた場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守し、産業廃棄物収集運搬業者等、産業廃棄物処分業者等との契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提出すること。 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されたことを確かめることとともに監督員に提示すること。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 用地及び構造（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 安全施設（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容の reprint 当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	施工条件	施工	明示事項	件及び内容
施工条件	<input checked="" type="checkbox"/> 施工	<input type="checkbox"/> 施工	<input type="checkbox"/> 施工	<p>津市工事請負契約款、設計図書・別冊の図面、仕様書、現場説明に対する質問回答書)に明示されていない事項であっても、機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取合いのはつり・補修・復旧は、受注者の負担において処理すること。</p> <p>工事期間中(養生期間中を含む)の工事箇所に隣接する乗り入れについて、所有者(使用者)と施工前に協議し、施工時間の調整を行ない、必要に応じ鉄板等を用いるなど乗入れを確保すること。また、受注者は、完成後の乗り入れの形態を所有者に事前に説明し、了解を得ること。</p> <p>排水構造物の施工中は、常に通水可能な状態を確保すること。また、降雨時等は状況把握に努め、必要に応じて臨機の措置を講じること。</p> <p>受注者は工事箇所に官民若しくは民間の境界を示すものの(杭、鉢、プレート等)が発見された場合は、オフセット等境界を示すものとの位置が明確となる資料及び状況写真を添付し、施工前に監督員に報告すること。</p> <p>また、用地付近又は官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了承を得て着手すること。</p> <p>ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書(三重県HP「三重県の公共事業情報」参照)に準拠すること。</p>
環境対策	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>現場施工及び現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、運行及び入家に對し十分配慮すること。</p> <p>既存排水施設等に影響を及ぼす恐れのある渦巻水(土粒子を多量に含むもの)は、沈砂または濾過施設を通すなど濁りの除去等の行った後に、放流すること。</p> <p>(1) 本工事の現場における現場技術業務を(公財)三重県建設技術センターに委託するため、支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場立会、観察又は検測を行う場合は、説明を、業務に応じること。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、書類(施工体制台帳、施工計画書、報告書、報告書、施工計画書、施工報告書)に代わって施工監督員ではない。</p> <p>(2) 監督員から受注者に対する指示又は通知等を行う権限は有しない。</p> <p>(3) 監督員の指示により受注者が監督員に對して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うこととする。</p> <p>(4) 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。</p>
支援技術者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>電子メールを活用した情報共有による実施要領に基づき、監督員に報告を行うこと。実施方法については、津市建設工事電子メールを活用した情報共有によるものとする。</p>
デジタル工事写真の電子小黒板の使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>デジタル工事写真の電子小黒板を使用する場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。また、三重県デジタル工事写真の小黒板情報電子化に係る特記仕様書(三重県HP「三重県の公共事業情報」参照)に準拠すること。</p>
熱中症対策	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>「熱中症対策に関する現場管理費の補正」について施工計画書に記載するとともに、熱中症対策実施後ににおいては、実施状況について写真を添付して報告すること。</p>
公園内工事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>公園利用者の安全確保にとづめ、工事箇所に工事関係者以外が立ち入りることのないよう、注意して施工するものとする。</p>
災害復旧	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>工事用道路として使用する敷地は、施工期間中及び施工終了時に原形に復旧すること。また、地権者より制約条件、時間的制約等、要望された場合は、速やかに監督員に報告すること。</p>
工事用機材の保管及び仮置きの必要あり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>本工事は、建設工事請負契約書の条項第29条第4項の「特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の対象工事である。</p>
現場発生品あり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>保管場所()期間()その他()</p>
支給品あり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>品名()数量()保管場所()その他()</p>
現場密度の測定の指定あり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>品名()数量()引渡場所()</p>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>時期(令和年月日)その他()</p>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>開削埋戻しの品質管理として、現場密度の測定(三重県公共工事共通仕様書 建設工事施工管理基準(案)品質管理)道路工に準拠する)を行うこと。また、測定は、延長100m毎に測定することとし、測定位置は、埋戻し深さの1/2程度とする。また、測定期度は1回(3試料)以上とし、純断方向に3試料を測定すること。なお、測定費用は受注者の負担とする。</p>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>立坑埋戻しの品質管理として、現場密度の測定(三重県公共工事共通仕様書 建設工事施工管理基準(案)品質管理)道路工に準拠する)を行うこと。また、埋戻し深さが5m未溝の立坑の試験位置は、埋戻し深さの1/2程度の位置及び埋戻し天端の2箇所とし、試験頻度は1回(3試料)以上とする。埋戻し深さが5m以上の立坑の試験位置は、概ね均等な間隔となるよう設定する。試験頻度は3mにつき1回(3試料)以上とする。なお、費用は受注者の負担とする。</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるものとします。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
施工条件	<input type="checkbox"/> 砂基基礎材料 <input type="checkbox"/> 埋戻し材料	<input type="checkbox"/> 砂基盤材の規格については、最大粒径20mm以下、且つ0.075mmふろい通過質量百分率0～20%以下とする。 <input type="checkbox"/> 【購入土】掘削土（現場発生土）は、設計図書で明示する試験を実施し試験結果を監督員に報告すること。なお、試験結果により掘削土（現場発生土）が埋戻し材料に適している場合は、監督員と協議し、流用土に変更する。 <input type="checkbox"/> 【流用土】掘削土（現場発生土）は、設計図書で明示する試験を実施し試験結果を監督員に報告すること。なお、試験結果により掘削土（現場発生土）が流用土に適していない場合は、監督員と協議し、適した材料に変更する。
	<input type="checkbox"/> 公共ます	<input type="checkbox"/> 共ます設置位置申請書等に基づき設置すること。また、施工前に必ず申請者及び使用者に設置位置等を再度確認し、承諾後に施工すること。 <input type="checkbox"/> 申請者及び使用者より設置位置等の変更の申し出があった場合は、監督員に報告し、処理対応方法について、監督員の指示を受けること。 <input type="checkbox"/> やむを得ず管止めとなる場合は、その理由を明確にし、申請者に説明するとともに監督員の承諾を得た後に管止めとする。また、管止めの位置がわかるようビン等で表示するとともに本市指定の管止め調書に状況がわかる写真を添付し、監督員に提出すること。
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり <input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり <input type="checkbox"/> 現場ハトロール	<input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（　　）） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（　　）） <input type="checkbox"/> 数量（ <input type="checkbox"/> 共工事の品質確保の促進を図る目的として、施工状況の確認等現場パトロールを実施することがある。 <input type="checkbox"/> その他（　　））
監督の区分	<input type="checkbox"/> 一般監督 <small>(ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となつた場合は、全ての工種を重点監督とする。)</small>	<input type="checkbox"/> 支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（　　）） <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 令和年月頃 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（　　）） <input type="checkbox"/> 防護（ <input type="checkbox"/> その他（　　））
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 重点監督 <input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 重点監督の場合【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 <input type="checkbox"/> 全ての工種に適用する。 <input type="checkbox"/> 対象工種（ <input type="checkbox"/> これ以外は、一般監督とする。 <input type="checkbox"/> その他（　　））
	<input type="checkbox"/> 水替工（締切排水工）	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（　　） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 回） <input type="checkbox"/> 転用あり（ <input type="checkbox"/> その他（　　）） <input type="checkbox"/> 兼用あり（ <input type="checkbox"/> その他（　　）） <input type="checkbox"/> 施工条件の指定なし <input type="checkbox"/> 施工条件の指定あり
	<input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定	<small>① 水替工（締切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。</small> <small>② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議するごと。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を立て、実績日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用いて算出するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。</small> <small>③ 水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。</small> <input type="checkbox"/> その他（　　） <input type="checkbox"/> 構造及び設計条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（　　） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 施工方法（ <input type="checkbox"/> その他（　　） <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> その他（　　）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記什樣書 (施工條件明示一覽表)

明示項目	明示事項	条件件及び内容
再生材使用関係	<input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり	<input type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input type="checkbox"/> 再生Asコン、 <input type="checkbox"/> 再生路盤材、 <input type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン、 <input type="checkbox"/> 道路用盛土材、 <input type="checkbox"/> 再生コン砂） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更、 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 新材に試験を行い、試験報告書には、使用する工事名稱、所在地を記載する。）、 <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 六缶クリート砂（購入先当たり1換体の試験をを行い、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議する。） <input checked="" type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について <input type="checkbox"/> 認定製品の使用について
コリング	<input type="checkbox"/> コリング（CORINS）の作成・登録	<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリング（CORINS）の作成・登録を行うこと。
建設生土情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム <input type="checkbox"/> 建設生土情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
提出書類	<input type="checkbox"/> 工事完成報告書 <input type="checkbox"/> 完成写真 <input type="checkbox"/> 施工計画書（作業主任者） <input type="checkbox"/> 施工体制台帳 <input type="checkbox"/> 部分下請通知書 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）	<input type="checkbox"/> 工事完成報告書の提出部数は2部とする。また、様式については、津市ホームページ（入札等に関する各種様式（工事・コンサル））に定められたものとする。 <input type="checkbox"/> 完成写真是、着手前・施工中・完成時に、起點及び終点において必ず同一方向となるよう撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数2部、用紙サイズ：A4） <input type="checkbox"/> 作業主任者を選任すべき作業においては、作業名及び作業主任者の氏名等を施工計画書へ記述するとともに資格者証の写しを施工計画書へ添付して提出すること。 <input type="checkbox"/> 工事を施工するたまに下請契約（一次下請人となる警備業者との取扱い）を締結した場合、工事着手までに、原則として電子データで施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、添付書類も含めその写しを監督員に提出すること。また、施工体制に変更が生じた場合は同様とする。 <input type="checkbox"/> 工事の一部分において、下請負に付する場合には、部分下請通知書を当該下請負業者の施工開始日までに提出すること。部分下請通知書には、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し及び主任技術者等の資格者証の写し及び主任技術者等の雇用関係書類を添付するものとする。なお、建設業にない下請負の場合、書面上の主任技術者を作業責任者等と読み替え、下請負業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。また、添付書類については、施工体制台帳と兼ねることができます。 <input type="checkbox"/> 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、三重県公工共工事共通仕様書（令和2年8月）に示す規格に適合したものとする。また、使用する材料の品質証明（提示及び提出）は、施工計画書作成時に監督員と協議すること。 <input type="checkbox"/> 管渠敷設後は、テレビカメラにて管内を確認し成果品をDVD-Rにて提出すること。なお、漏水等を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、適切に処置すること。
電子納品	<input type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input type="checkbox"/> 電子納品対象外	<input type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和5年7月改訂）を適用
渠液注入関係	<input type="checkbox"/> 渠液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）	<input type="checkbox"/> 設計条件（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 削孔数量（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 工法区分（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 注入量（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 材料種類（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 施工範囲（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 材料関係（ <input type="checkbox"/> ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄には、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。明示事項に変更が生じた場合及び制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
社会保険等未加入対策	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	<input checked="" type="checkbox"/> 適用除外でないにても関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてではなくない。受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。
法定福利費の負担	<input checked="" type="checkbox"/> 法定福利費を明記した標準見積り書の活用	<input checked="" type="checkbox"/> 法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人及び下請負人は見積時に法定福利費を必要経費として請求する場合、速やかに対応すること。 元請負人は標準見積り書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請人に働きかけること。 また、二次下請以降についても標準見積り書の活用に努めること。 (津市HP「仕事・産業一入札・契約ー工事・契約ー調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照)
配慮依頼事項	<input checked="" type="checkbox"/> 下請契約又は再委託において市内本店事業者の活用	<input checked="" type="checkbox"/> 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮すること。
	<input checked="" type="checkbox"/> 資材、原材料の市内本店事業者からの調達及び地元製品の使用	<input checked="" type="checkbox"/> 資材、原材料等の市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を活用することに配慮すること。
	<input checked="" type="checkbox"/> 建設機械、機器等の借入れ	<input checked="" type="checkbox"/> 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮すること。
	<input checked="" type="checkbox"/> 使用人等において市民の活用	<input checked="" type="checkbox"/> 業務從事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用するよう配慮すること。
特例監理技術者の設置	<input checked="" type="checkbox"/> 特例監理技術者の設置	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事は、建設業法第2.6条第3項ただし書の規定（監理技術者（特例監理技術者等）の配置）を適用する。なお、配置を行う場合は、追加特記仕様書「特定管理技術者等の配置」に示す要件を全て満たさなければなりません。（三重県HP「三重県の公共事業情報」参照）
津市公契約条例	<input checked="" type="checkbox"/> 津市公契約条例に関する特記	<input checked="" type="checkbox"/> 締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るために必要な事項を定める。
	1 受注者の責務	<p>(1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。</p> <p>(4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するときは、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を用いるよう努めなければならない。</p> <p>(5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。</p> <p>(6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他の本市が実施する公契約に関する施設に協力しなければならない。</p>
	2 公契約の解除等	<p>2 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を探ることができる。</p> <p>(1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対する応答せず、若しくは虚偽的回答をしたとき。</p> <p>(2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>(3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。</p>
	3 津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。また、誓約内容に違反があつた場合は、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。	<input checked="" type="checkbox"/> 津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。また、誓約内容に違反があつた場合は、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。
	4 労働者に對し、条例の内容について周知を行うこと。	1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる關係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。
	5 労働者に對し、条例の内容による申出をしたこと。	2 関係法令に違反し關係機関からは正勅告等があつた場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
	6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。	3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
	7 市長等が行う施設に協力すること。	4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたこと。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	件及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記	<p>締結する契約等から暴力団、暴力団関係者、暴力団關係者法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。</p> <p>1 受注者の義務</p> <p>(1) 契約の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</p> <p>(2) 暴力団等と認められる倉庫販売業者から資材等を購入してはならない。</p> <p>(3) 暴力団等と認められる路産物処理業者が有する路産物処理施設及び路産物処理業者等を使用してはならない。</p> <p>(4) 本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに発注者に文書にて報告すること。</p> <p>(5) 掘査上必要な協力を行つたときは、速やかに発注者に文書にてその内容を報告すること。</p> <p>(6) 受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等が必要となったときは、発注者に契約金の延長を請求することができる。</p> <p>2 入札参加資格等に対する措置</p> <p>(1) 入札参加資格等又はその従員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札資格者等に対し、津市建設工事等名簿に登録するものとする。</p> <p>(2) 上記1受注者の義務に違反した受注者等に対しては、指名停止措置を講ずるものとする。</p> <p>3 契約等の解除</p> <p>(1) 暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p>
建設業退職金共済制度に係る事務手続きについて	<input checked="" type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度への加入手続き書類	<p>建設業退職金共済制度について下記のとおりとする。</p> <p>1 建設業退職金共済制度に係る事務手続きに定めるとところにより、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。</p> <p>2 受注者は、三重県公共工事共通仕様書に提出書類の受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として、工事担当課へ提出する。ただし、工事担当課へ提出された後、工事担当課へ認証を受けた後、工事担当課へ提出すること。</p> <p>3 建設業退職金共済制度への加入手続き書類の提出用台紙の「当該工事における共済証紙購入の考え方」1～4によるものとし、当該工事における労働者の削減率の把握に努め、「考え方」2又は3によることが望ましいが、これにより難い場合は「考え方」1とし、契約金額(税込)の1000分の1.7以上を目途とする。</p> <p>4 共済証紙等の管理</p> <p>購入した共済証紙を把握し、共済証紙の交付を行うこと。</p> <p>5 工事完成後の提示書類</p> <p>工事完成後、速やかに掛金充当日数と証紙購入日数に概ね齟齬がないことを確認し、「掛金充当実績総括表」を作成し、監督員に提示すること。また、事務手続きの履行状況を確認するため、必要に応じて「工事別共済証紙受払簿」又はその他関連書類の提示を求める場合がある。</p> <p>6 建設キャリアアップシステムの活用</p> <p>建設キャリアアップシステム(以下 CCUS といふ。)に事業者登録を行っている受注者は、カードリーダーの設置等の就業履歴と対象労働者の就労状況報告との間で齟齬が生じないよう留意すること。</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和5年9月

明示項目	津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書	条件及び内 容
津市工事請負の地元調整		<input checked="" type="checkbox"/> 本工事の地元調整については下記のとおり行うものとする。 1 趣旨 津市工事請負は、三重県公共工事共通仕様書（以下「共仕」という。）の「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないよう努めなければならない」と記載されている。しかしながら、地元代表者に着工同意権がある責任において定め、工事を実施する事例が発生した。このことから、本特記仕様書において、工事明細書に誤った解釈がされ、工事を引き受け、必要な事項を定めるものである。
2 発注者及び受注者の責務		2 「(1) 工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関することは、発注者の責務とする。 (2) 上記(1)以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。 (3) 定義 「(1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合など利害関係者の代表者を含むものとする。 (2) 「不当要求行為等」とは、 エ 正当な理由なく面会を強要する行為 エ 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為 オ 正当な理由なく面会を拒否する行為 エ 強制行為、脅迫行為 エ 犯罪行為等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運送業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。 (3) 「下請負人等」とは、 エ 犯罪行為等」とは、工事の目的、内容・効果、工事実施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、工事下請負人等に特定の者を採用するよう要求する行為 オ 工事説明の進め方
3 定義		(1) 発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、内容・効果、工事実施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、工事名、工事場所、工事期間及び受注者による周知を行なう。 (2) 発注者は、受注後やかに施工計画書を作成することとし、発注者による工事開始時期、工事実施期間、交通規制方法など工事施工に關することを、地元代表者等に説明すること。 (3) 受注者は、地元代表者等への説明後、共仕の「工事中の安全確保（工事説明書）」に基づき、必要に応じて、工事内容、工事実施期間、交通規制方法及び受注者連絡先を記した文書を作成し、配布するなど工事現場の説明性の向上を図るものとする。 (4) 受注者の説明に対し、地元代表者等の協力を得ることができない場合は、工事名、工事場所、工期及び受注者について施工近隣住民等へ各戸配布により周知し、協力を求めるなど受注者及び発注者で協議し、工事を進めるものとする。 (5) 工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じ、受注者は地元民センターへ連絡を行うものとする。また、工事の施工に關する苦情や要望は、受注者が対応にあたるものとする。ただし、受注者が対応にあたるものとする。 (6) 受注者は、地元調整を行なった場合は工事実施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿に添えて監督員に提出すること。
4 不当要求行為等		5 不当要求行為等 (1) 受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部（局）の部次長等（津市事務分掌規則（平成18年1月1日規則第6号）第4条第1項第2号に規定する部次長、同条第2号に規定する所長及び同条第5項第2号に規定する担当参事をいう。）に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。 また、下請負人等が不当要求行為等を受けた場合は、その事実を受注者から発注担当部（局）の部次長等へ報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報をさせることとする。 (2) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当事実を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。 (3) 受注者及び下請負人等は、不当要求行為等を受けた事実を記録しておかなければならない。
その他	□ その他 ()	□ その他 ()

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて契約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和5年9月